

四日市別院須弥壇納骨規則

〈名称及び事務所〉

第1条 当納骨は真宗大谷派四日市別院須弥壇納骨（以下、「須弥壇納骨」という）と称し、事務所を大分県宇佐市四日市1425-1四日市別院内におく。

〈所在地〉

第2条 納骨室は四日市別院本堂須弥壇下に位置する。

〈目的〉

第3条 須弥壇納骨は親鸞聖人の本願念仏の教えに帰敬する別院門徒並びに有縁の納骨に供し、同朋生活の実を上げることがを目的とする。

〈管理者〉

第4条 当納骨室の管理者は、別院輪番がこれにあたり、管理委員会には別院責任役員を充て、その事務は職員がこれを行う。

〈種類〉

第5条 納骨は全骨、分骨の2種類に分け、形状は次の通りとする。

分骨 おおむね10センチ四方のもの

全骨 おおむね25センチ四方のもの

〈期間〉

第6条 須弥壇納骨は預骨とし、期間は10年とする。

2 全骨は期間満了後、1年ごとに納骨期間を更新することができる。

3 分骨の継続更新は受け付けない。

4 管理者は期間満了後、1年以上更新または遺骨返却の申し出がない場合には、合葬または大谷祖廟に納骨することができる。

5 期間終了後、更新または遺骨返却の申し出がない場合は保証金の返還は行わない。

〈申請〉

第7条 納骨を希望する者（以下、「願人」）は所定の須弥壇納骨願及び誓約書に冥加金を添えて提出し、須弥壇納骨証の交付を受けなければならない。

2 管理者は前項の須弥壇納骨証の交付にあたって、管理上必要と認めるときは願人に對し、適宜の措置を要求し、または特別の条件を付することができる。

〈須弥壇納骨証の再交付〉

第8条 須弥壇納骨証を紛失し、または著しく汚損した場合は、須弥壇納骨証再交付願いを提出して、再交付を受けることができる。

〈冥加金〉

第9条 願人は須弥壇納骨冥加金及び保証金を納付しなければならない。

2 須弥壇納骨冥加金は分骨50,000円、全骨100,000円とする。

3 継続更新の場合の冥加金は全骨1年5,000円とする。

4 保証金は全骨50,000円とし、遺骨の返却時には願人へ返還する。

5 分骨の保証金はなしとする。

6 須弥壇納骨冥加金は原則として、分納することはできない。

7 既に納付した須弥壇納骨冥加金は返還しない。

〈願人の変更〉

第10条 願人が死亡、その他の理由により変更となったときは、速やかに届出て須弥壇納骨証の訂正を受けなければならない。

〈願人の住所変更の届出〉

第11条 願人はその住所を変更したときは、速やかに届出て須弥壇納骨証の訂正を受けなければならない。

〈規則変更の手続〉

第12条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会の議決並びに院議会の議決を得なければならない。

〈付則〉

① 運営管理上必要な細則は、別にこれを設ける。

② この規則は、2016年8月1日から施行する。